

令和6(2024)年度事務事業評価

# 行政評価報告書

(評価対象：令和5(2023)年度実施事務事業)

令和6(2024)年10月

みよし市行政評価委員会

## 目 次

- 1 はじめに . . . . . P 1
- 2 評価の概要 . . . . . P 2
- 3 対象事業の概要と評価結果 . . . . . P 4

## 1 はじめに

国が発表する経済報告によると、景気は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されています。その一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国など不動産市場の停滞に伴う影響など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

こうした中、本市の財政状況は、法人市民税の増などにより、増収がありますが、不安定な世界情勢の影響や、物価高騰に伴う生産コストの上昇により、法人市民税をはじめとする歳入財源の確保は今後も厳しい状況が見込まれます。一方で、少子高齢化に伴う社会保障関係費などの経常的な経費の増加や人件費、エネルギー価格、原材料の高騰により、行政運営に係るすべての経費の上昇が見込まれ、依然として財政運営を取り巻く環境は厳しい状況となっています。こうしたことから、より効果的・効率的な行財政運営が求められています。

行政評価の取組については、その必要性や重要性から多くの自治体で進められており、みよし市においても、平成 18(2006)年度から全ての事務事業を対象とした「事務事業評価」と施策を対象とした「施策評価」を一体的に実施してきたことに加えて、平成 22(2010)年度からは、行政内部で行った評価を外部からの視点において点検・検証する行政評価委員会を設置し、評価の信頼性を高め、より市民目線に立った行財政運営に努めております。

本報告書は、みよし市が令和 5(2023)年度に実施した事務事業の中から評価対象事業を選定し、担当課へのヒアリングを通して私ども行政評価委員会の評価結果をまとめたものです。

今後、この報告書が行政運営の改革・改善に寄与するとともに、みよし市民に対する行政サービスが不断に改善されていくことを期待しております。

### みよし市行政評価委員会

会 長	村 松 幸 廣
副 会 長	望 月 恒 男
委 員	鵜 飼 俊 郎
委 員	小野田 惠 一
委 員	加 納 幸 治
委 員	伊 藤 武

## 2 評価の概要

### (1) 評価の目的

第2次みよし市総合計画の体系により施策及び事務事業を整理し、施策の実現に向けて実施する事務事業の評価を行うものです。

事業の実施主体である行政職員による内部評価だけでなく、外部の評価を加えることで、評価の透明性を高め、その必要性や効率性をより客観的に評価することを目的としています。

また、評価を通じて行政職員の意識改革を促し、抜本的な行政改革やコスト削減を促進させる役割も担っています。

### (2) 評価対象事務事業の選定

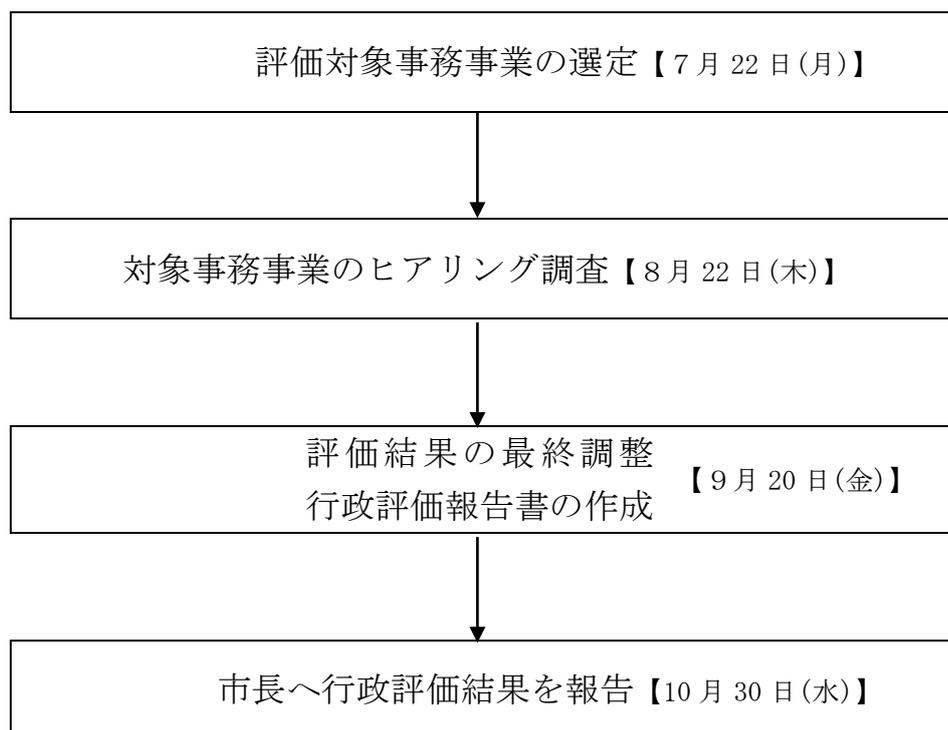
第2次みよし市総合計画と連動する施策の実現に向けた事務事業の評価を行うものです。

本年度は令和5(2023)年度に実施した評価対象となる事務事業のうち、市の評価希望事業を2事業、本委員会委員からの評価事業を4事業、合わせて6事業を選定しました。

#### 【評価対象事務事業】

- ・環境美化推進事業（市の評価希望事業）
- ・いきいきクラブ活動補助事業
- ・商工団体振興補助事業
- ・平和を紡ぐつどい開催事業
- ・行政評価システム事業
- ・計画行政推進事務（市の評価希望事業）

### (3) 評価の進め方



### (4) 評価の基準

評価の実施にあたっては、次の4つの項目で評価を行い、今後の事業の方向性を総合評価しました。

- ① 行政が公費を投入して実施することが妥当か（妥当性）。
- ② 事業を廃止・休止した場合に市民が影響を受けるか（有効性）。
- ③ サービスを低下させずに総事業費を削減できないか。また、外部委託や類似事業との統合により事業費削減の余地はないか（効率性）。
- ④ 受益者負担は適切か（公平性）。

### (5) 評価の区分（今後の事業の方向性）

今後の事業の方向性について、次の6つの項目で整理しました。

- ① 現状維持
- ② 見直し（改善）
- ③ 見直し（拡大）
- ④ 見直し（縮小）
- ⑤ 見直し（統合）
- ⑥ 廃止・休止

### 3 対象事業の概要と評価結果

1	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	<b>環境美化推進事業</b>	生活環境課	緑を守り育て、まちを美しくしよう	現状維持
	<b>事業概要</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化並びに快適な環境づくりに対する意識の高揚とごみの減量化・資源化について地域住民が自ら取り組んでいただくよう実践活動の輪を広げるための支援をする。</li> </ul>			
	<b>実施の必要性</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑のカーテン用の苗の配布を希望する方々は一定数存在する。</li> <li>自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境保全に関する施策を策定し、実施する責務がある。</li> <li>環境美化向上、快適な環境づくりを推進するため、環境に対する意識の高揚と自らができることから活動に取り組んでいただく実践を促す活動としては妥当。</li> </ul>			
<b>現在および将来の課題</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化向上、快適な環境づくりを推進するため、環境に対する意識の高揚と自らができることから活動に取り組んでいただく実践を促す活動の一つとして緑のカーテン事業を毎年5月に野菜苗の無料配布を行い、実践活動を促す事業の一つとしている。</li> <li>また、環境美化功労者表彰、啓発ポスターの表彰等を環境月間である毎年6月に環境美化推進大会を開催している。</li> <li>事業の継続により一定の効果はあり、事業も定着しているが、省エネ、環境負荷軽減、環境保全活動など環境に関する取り組むべき分野も年々広がり、重要度も増していることから、楽しく環境意識を深め、自主的な活動を促し、より効率的・効果的な事業展開・実施を検討したい。</li> </ul>				

行政評価委員会の意見	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在実施している緑のカーテン事業については、リピーターもいることから継続して実施すべきだが、実施方法については苗から種の配布にするなどの改善も検討すべき。</li> <li>環境美化推進大会の表彰は、文化の日と統合するなど、事業としては継続すべきだが、より効率的な運用方法への見直しが必要。</li> <li>今後も市民への環境意識を高めるために継続して事業を実施しつつ、実施方法や取組内容の改善等は続けるべきである。</li> </ul>
	<b>今後の事業の方向性</b>
	現状維持

2	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	いきいきクラブ活動補助事業	長寿介護課	生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう	現状維持
	事業概要			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいきクラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがい又は健康づくりを推進することにより、高齢者の生活意欲の向上又は介護予防に資するとともに、明るい長寿社会の実現及び保健福祉の向上を図ることを目的に、いきいきクラブみよし連合会の事業に対して、補助金を交付する。</li> </ul>			
	実施の必要性			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事業は活動を通じて高齢者の生きがい又は健康づくりの面において貢献しており、廃止することにより、その機会が失われることになる。</li> <li>いきいきクラブが実施する社会奉仕活動、社会参加活動、健康増進活動、教養学習活動、スポーツ振興事業等の事業に要する費用のうち、運営費、事業費を対象に補助し、地域のいきいきクラブの活動を活発化させる一助となり得るため。</li> </ul>			
現在および将来の課題				
<ul style="list-style-type: none"> <li>定年延長、趣味の多様化等の諸要素により、各地区のいきいきクラブの会員数が減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと思われる。今後は会員数の確保、いきいきクラブ活動の維持が課題となる。</li> </ul>				

評価結果	行政評価委員会の意見			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいきクラブ活動補助事業自体は継続するが、会員の減少が課題となっており、会員数を増加させるためには、会員になるメリットを増やす必要がある。</li> <li>クラブ役員の負担が多い現状もあり、クラブを退会する人や入会を拒まれるケースもあるため、そういった場合の対策などが必要である。</li> <li>いきいきクラブ活動の活性化のため、社会福祉協議会と連携を密にし、市も積極的に関わっていくべきである。</li> </ul>			
	今後の事業の方向性			
現状維持				

3	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	<b>商工団体振興補助事業</b>	産業振興課	工業のさらなる成長を支えよう	現状維持
	<b>事業概要</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の商工業の育成を図るため、商工会が実施する地域振興事業、経営改善普及事業等に係る経費の3分の1を補助する。</li> <li>・豊田法人会みよし支部、アパート組合、工業経済会、雇用対策協議会など商工諸団体の振興事業及び研修事業に対して補助金を交付する。</li> </ul>			
	<b>実施の必要性</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の商工業者等で組織する団体が実施する、商工業の活性化を図るための取組を支援対象としているため、間接的ではあるが多くの市民に提供されるサービスである。</li> <li>・市内の商工団体の行う事業に要する経費を助成することは、各団体会員の知識及び技術の向上と市内の商工業の発展を図る手段であり、必要と考える。</li> <li>・この事業を廃止した場合、商工会及び商工業者等で組織する団体が実施する事業が縮小され、商工業者の発展及び経営体力に支障をきたす恐れがある。</li> <li>・市内の商工業全体の発展を目的とする事業であり、民間で実施することはできない業務である。</li> </ul>			
	<b>現在および将来の課題</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会が実施する各事業の実施状況をより詳細に把握したうえでさらなる活用提案を行い、会員である市内商工業者のさらなる経営効率化を図っていく必要がある。</li> <li>・商工諸団体の要望を適切に把握し、補助メニューの拡充・見直しを検討していく必要がある。</li> </ul>				

行政評価委員会の意見	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の商工業の育成、発展を促進するために必要である。</li> <li>・近年の物価上昇、人件費増加を鑑み、補助額を検討する必要がある。</li> </ul>
	<b>今後の事業の方向性</b>
	現状維持

4	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	平和を紡ぐつどい開催事業	福祉課	その他	改善
	事業概要			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者に対し追悼の誠を捧げ、今日の平和を恒久のものとして、後世そして若き世代に継承していくため、「平和の催し」を開催する。</li> </ul>			
	実施の必要性			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者の追悼と今日の平和を恒久のものとして次代へ継承すること</li> <li>・核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて、考え、かたり、戦争で犠牲になった方々の想いとともにも後世へ引き継いでいくことは私たちの使命であり、戦争から年月が経過し、核兵器と戦争を現実として体験された方が年々減る中、核兵器と戦争の記憶を風化させ、惨禍を二度と繰り返さないよう、本市では非核平和都市宣言を行っていることから、市民に平和の大切さについて考える機会として開催することは妥当である。</li> </ul>			
	現在および将来の課題			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長年「戦没者追悼式」として開催していたが、令和5年度から名称を「平和を紡ぐつどい」とし、追悼式に加え平和について語り継いでいく会となった。遺族の高齢化や、戦争体験者が減少し戦没者追悼への関心が希薄し、参列者が年々減少している。みよし市遺族会においても同様の理由で会員が減少している状況であり、戦後80周年を迎える節目の令和7年度に、追悼のための式典は最後にしたいとの要望が出されている。</li> </ul>				

行政評価委員会の意見	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者追悼式は国も変わらず実施している事業であり、非核平和都市宣言をした本市の姿勢としても、継続して実施していくべきである。</li> <li>・継続して実施することは前提のうえで、遺族の高齢化等から遺族への負担が過度なものとなっていることも踏まえ、遺族の当該事業への関与を最小限にとどめる必要がある。</li> </ul>
	今後の事業の方向性
	現状維持

5 対象事業	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
	行政評価システム事業	企画政策課	行政改革・行政評価	現状維持
	事業概要			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価実施要綱に定める実施方針に基づき、事務事業評価や施策評価を実施することにより、Plan(計画)–Do(実施)–Check(評価)–Action(改善)のマネジメントサイクルを確立し、効果的・効率的な行財政運営を推進する。</li> </ul>			
	実施の必要性			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年実施している行政評価アンケートにおいて「行政評価・行政改革」の取組分野については、重要度が高い点、議会においても取り上げられている点からも、市民の関心は高いものと思われる。</li> <li>効果的、効率的な行政経営を目指す取り組みとして、積立金や繰出金等を除く全ての事務事業及び総合計画に掲げる全ての施策を対象としているため、間接的ではあるが多くの市民に提供されるサービスである。</li> <li>外部評価については、行政評価の精度を高める一つ的手段であり必要と考える。</li> <li>事務事業を廃止した場合は、事務事業の見直し等による統廃合等が積極的に行われず、持続可能な行財政運営に支障をきたす恐れがある。</li> <li>行政内部での業務の見直しを目的としている業務であり、民間で実施することはできない業務である。</li> </ul>			
	現在および将来の課題			
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在積立金や繰出金を除く全ての事務事業を評価しているが、評価を行う担当職員は多くの時間を要している。事務事業数が50事業以上ある課もあるため、職員の事務量が課によって大きく異なる。</li> </ul>				

評価結果	行政評価委員会の意見			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課で事務事業を見直すきっかけとなるため、必要な事業である。</li> <li>職員の事務の負担が大きいため、内部評価の評価シートの簡素化や、評価対象事業の削減、項目の洗い出しなどにより、評価方法を見直す必要がある。</li> <li>総合計画、実施計画、予算の事務でも、それぞれの事務事業を確認する機会はあるため、各事業との連携方法について見直すべきである。</li> </ul>			
	今後の事業の方向性			
見直し（改善）				

6	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
	計画行政推進事務	企画政策課	その他	現状維持
	事業概要			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画に基づくまちづくりを計画的に推進するため、3年間ごとの実施計画を策定し、毎年度、ローリング方式で見直しを実施することで、総合計画の進行管理を行っている。</li> <li>・市民のシビックプライド醸成を目的に、シティプロモーション事業を実施している。</li> <li>・SDGs推進を目的に、啓発事業を実施している。</li> <li>・市内に設置している74体の彫刻について、維持管理を行っている。</li> </ul>			
	実施の必要性			
	対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「彫刻のまちみよし」として、市民が身近にある芸術に慣れ親しむことができるように彫刻を市内各所に設置しているため、彫刻がなくなった場合、市民が身近に芸術を感じることはなくなる。</li> <li>・彫刻作品は、市が主催で「アートヒル三好彫刻フェスタ」を開催していた経緯もあり、図面等も市が管理しているため、民間で実施できない業務である。</li> </ul>		
現在および将来の課題				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一番古い彫刻作品は設置からすでに30年以上経過しており、腐食等が進んでいる作品もある。令和5(2023)年度に実施した調査の結果、「早急な改善が必要」と判定された12作品を順次整備をしていく必要がある。しかし、美術品の著作権の保護期間は作者の死後70年を経過するまでとされており、作者の許諾を得ずに無断で補修することは、トラブルに発展する可能性がある。作者と連絡をとることが必須となるが、作者の連絡先自体が募集当時のものしかないため、連絡先を確認する必要がある。</li> <li>・全ての彫刻作品を修繕するには長い年月がかかり、多額の費用が必要となる。今後、状態が悪く、修復不可能となる彫刻も出てくる可能性があり、彫刻の維持管理を検討する必要がある。</li> </ul>				

評価結果	行政評価委員会の意見			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置当初の経緯と、現在の維持管理の方向性に相違があるため、根本的に彫刻をどう扱っていくか考える必要がある。</li> <li>・今後、修繕や撤去をする必要が出てきた際に備え、各彫刻の作者には早急に修繕等の了承を得ておくべきである。</li> <li>・「彫刻のまちみよし」というコンセプトを今後も継承していくか、継承するならばさらにPRをする必要がある。</li> </ul>			
	今後の事業の方向性			
	見直し（改善）			